

令和7年度第5回二宮町農業委員会総会議事録

1 開催日時 令和7年8月27日（水）午前9時30分から

2 開催場所 二宮町町民センター2Bクラブ室

3 出席委員

1番	野谷	和雄	7番	水島	寿徳
2番	松崎	博	8番	内山	昌代
3番	関山	美智子	9番	鈴木	透
4番	小林	茂	10番	井上	昌之
5番	香坂	政博	11番	中村	隆一
6番	野谷	茂	12番	橘川	均

4 欠席委員 なし

5 事務局職員出席者

事務局長	小宮	正嗣
副主幹	剣持	貴宏
主任主事	井上	大地

6 傍聴者 なし

7 議事録署名人

1番	野谷	和雄	2番	松崎	博
----	----	----	----	----	---

8 報告事項

- (1) 農地法第5条第1項第6号の規定による届出について
- (2) 農地法第5条第1項ただし書き該当の届出について

9 議案

第7号 農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用集積等促進計画案について

会議の状況

【議長】

おはようございます。暑い中ありがとうございます。

今日から農地パトロールが始まります。今日も熱中症アラートが発表されましたので、皆さん気をつけて実施していただきたいと思います。

それでは令和7年度、第5回の総会を開催いたします。

本日の出席委員は12名です。定足数に達しておりますので、ただいまより農業委員会総会を開催いたします。

日程第2の議事録署名委員の指名についてです。第5回総会の議事録署名委員につきましては1番野谷副会長、2番松崎委員にお願いします。

続きまして日程第3の報告事項に入ります。事務局より報告事項の朗読及び説明をお願いします。

【事務局】

— 報告事項（1）朗読 —

それでは説明いたします。

農地を転用しようとする際は農業委員会を経由して県知事の許可を受ける必要がありますが、市街化区域内の農地を転用する場合は農業委員会に届け出ることによって許可は不要となっておりまして、その際に農地の権利移動を伴わない転用が農地法第4条、権利移動を伴う転用が第5条による届出となります。

今回は市街化区域内での第5条による転用1件の届出を受理しております。

なお、土地の場所については関係資料位置図の地図1をご覧ください。

こちらは釜野橋交差点の北側の位置にある山西地内の土地で、住宅敷地として転用される目的での手続きとなり、相手方への届出の受理通知書については7月30日付で発行しております。

— 報告事項（2）朗読 —

それでは説明いたします。

認定電気通信事業者が行う送電用工作物や携帯電話基地局等の設置に伴う農地転用は、農地法第5条第1項ただし書きに該当し、農地転用許可は不要となりますが、神奈川県との事前協議が必要となります。

なお、土地の場所については関係資料位置図の地図2をご覧ください。

こちらは松根台公園の南側の位置にある二宮地内の農業振興地域の土地となっており、転用の目的は無線基地局を設置するというものです。

また、相続税の納税猶予が適用されておりますので一部解除となる見込みです。

既に事業計画書を県に提出し、現在、県の回答待ちとなっております。

なお、二宮町携帯電話基地局の設置等に係る紛争の予防と調整に関する条例により、事業者から近隣住民に工事内容等について周知することとなっております。

報告事項については以上でございます。

【議長】

ありがとうございました。報告事項であることから委員の皆様のご了承をお願いいたします。

続きまして日程第４の議事に入ります。議案第７号、農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用集積等促進計画案について議題といたします。

事務局、朗読をお願いします。

【事務局】

— 議案第７号朗読 —

【議長】

ありがとうございました。続きまして地元委員の現地確認報告をお願いします。

山西地区の報告について、野谷茂委員、よろしくお願いします。

【委員】

Ｎｏ．１からＮｏ．２について報告いたします。

８月２０日に借受予定者立ち合いのもと、山西地区農業委員及び事務局で対象農地を確認いたしました。

対象農地の場所は、山西の北殿に位置する農業振興地域の農地１筆で、面積は７６８㎡です。

借受予定者が耕作する農地はいずれも適切に耕作されており、借受予定者から営農計画などについて聞き取った結果、今後の効率的な農地利用が見込めるため特に問題はないと思われます。

以上です。

【議長】

ありがとうございました。

続きまして一色地区の報告について、内山委員、よろしくお願いします。

【委員】

Ｎｏ．３からＮｏ．４について報告いたします。

８月２１日に一色地区農業委員３名及び事務局で対象農地を確認いたしました。

対象農地の場所は、一色の滑窪に位置する農用地区域の農地１筆で、面積は２，１０４㎡です。

借受予定者が耕作する農地はいずれも適切に耕作されており、借受予定者から聞き取っ

た営農計画によると、今後の効率的な農地利用が見込めるため特に問題はないと思われます。

以上です。

【議長】

ありがとうございました。続きまして事務局より補足説明をお願いします。

【事務局】

補足説明いたします。

こちらは中間管理機構である神奈川県農業会議を利用した賃貸借となっており、地権者から中間管理機構、中間管理機構から借主への権利設定を一括で審議するものです。

それでは議案第7号関係資料をご覧ください。

はじめにNo. 1については地権者から中間管理機構へ農地を貸し付ける案件となっており、1ページから4ページに農地中間管理権の設定関係資料を添付しております。

No. 2については中間管理機構から借主へ農地を貸し付ける案件となっており、5ページから9ページに賃借権による権利の設定関係資料を添付し、位置図を10ページに添付しております。

利用目的としては、現在、露地野菜を作付けしている農地の利用権を新たに3年間更新するものとなっております。

続いてNo. 3については地権者から中間管理機構へ農地を貸し付ける案件となっており、11ページから14ページに農地中間管理権の設定関係資料を添付しております。

No. 4については中間管理機構から借主へ農地を貸し付ける案件となっており、15ページから19ページに賃借権による権利の設定関係資料を添付し、位置図を20ページに添付しております。

利用目的としては、現在、露地野菜を作付けしている農地の利用権を相対によるものから中間管理機構を利用したものに変更して新たに5年間更新するものとなっております。

なお、1ページ、5ページ、11ページ及び15ページの農地中間管理権の設定をする者及び権利の設定を受ける者の欄については、契約行為となることから本日決定を受けた後に本人にお名前を自書していただくことになっており、現在は空欄となっておりますのでご了承ください。

いずれも借主が耕作する農地については農地パトロール等で適正に管理・耕作されていることが確認出来ており、特段問題はないと思われます。

農用地利用集積計画の一般要件としては、町の基本構想における農地すべてを効率的に耕作すること、農作業に常時従事すること、農業に対する意欲等、総合的に判断することとなっております。

以上、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

【議長】

ありがとうございました。それでは質問・意見等がある方は挙手をお願いします。

よろしいでしょうか。それではお諮りします。議案第7号、農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用集積等促進計画案について、「原案のとおり決定する」ことに賛成の委員の挙手を求めます。

— 挙手 —

挙手全員でございます。よって、本案は「原案のとおり決定する」とことといたします。本日の審議事項につきましては、すべて終了しましたので、総会を閉会いたします。

午前9時50分閉会